

船橋市こどもの大学受験料等支援金交付要綱

(目的)

第1条 経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、大学等を受験する際に必要な受験料や、受験に向けて模擬試験を受けるために必要な費用を、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）
- (2) こども
 - ア 中学3年生
 - イ 高校3年生等（高校3年生又は大学等の受験資格がある者で、申請日時点で20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）
- (3) 保護者等 こどもを現に扶養している親及び養育者家庭の養育者
- (4) ひとり親家庭 母子家庭及び父子家庭
- (5) 養育者家庭 父母のないこどもが養育者（祖父母等）により養育されている家庭
- (6) 大学等受験料 高校3年生等が大学等を受験する際に支払った受験料
- (7) 模擬試験受験料 高校3年生等及び中学3年生が進学のための受験に向けて、模擬試験を受験する際に支払った受験料（進学のための受験と同じ年度に受けた模擬試験に限る。）

(対象経費及び支援金の額)

第3条 対象経費及び支援金の額は、次のとおりとする。ただし、同一のこどもに対し既に他の地方公共団体等より同様の趣旨の補助金等を受けている場合については対象外とする。

- (1) 大学等受験料支援金 大学等を受験する際に受験料として受験日の属する年度に負担した費用とする（ただし、その額がこども1人あたり53,000円を超えるときは53,000円とする。）。
- (2) 模擬試験受験料支援金 大学等を受験する年度に受ける進学のための模擬試験の受験料として受験日の属する年度に支払った費用（ただし、その額がこども1人あたり8,000円を超えるときは8,000円とする。）又は中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として受験する年度に支払った費用（ただし、その額がこども1人あたり6,000円を超えるときは6,000円とする。）

(交付対象者)

第4条 前条に定める支援金の交付対象となる者（以下、「交付対象者」という）は、申請日においてこどもを現に扶養している、次の各号のいずれかの要件に該当する保護者等であり、かつ、こども又はその保護者等のいずれかが本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

- (1) ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 保護者等のうち前号に規定する以外の者であって、こどもと同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者等を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）
- (3) 生活保護世帯
- (4) その他市長が認める世帯

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により交付申請をしようとするときは、船橋市こどもの大学受験料等支援金申請書（請求書）（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2号、第3号及び第4号に掲げる書類にあっては、交付対象者の同意を得て市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関が発行した書類（有効期限内のものに限る。）
- (2) 交付対象者及びこどもの属する世帯全員の住民票の写し（申請の前3月以内に作成されたものに限る。）
- (3) 児童扶養手当証書又は船橋市ひとり親家庭等医療費助成受給券の写し
- (4) 交付対象者及びこどもの属する世帯の所得状況及び市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいう。）の課税状況を証する書類又は生活保護受給証明書
- (5) 大学等受験料及び模擬試験受験料の支払いを証明する書類（大学等の受験校名や模擬試験名（模擬試験実施機関名）、受験料の額、受験者名（又は申請者名）及び領収日（支払日）が明記されたもの）

(6) 交付対象者名義の預金通帳等の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義が分かるもの）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、高校3年生等又は中学3年生1人につき、1年度に1回限りとし、第3条各号に定める区分ごとに複数の受験分を合算し、申請することができる。

(交付決定及び通知)

第6条 前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に交付の可否を決定する。規則第6条の規定による通知は、船橋市こどもの大学受験料等支援金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、偽り等不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、当該交付の決定を取消し、その者から交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

船橋市こどもの大学受験料等支援金申請書（請求書）

船橋市長 あて

次のとおり、船橋市こどもの大学受験料等支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、申請の対象となる大学等受験料及び模擬試験受験料について、他の地方公共団体等から同様の趣旨の補助金を受けていません。

1 申請者等

申請者 (保護者等)	申請日	年 月 日	
	フリガナ		生年月日 年 月 日
	氏名	⑩	受験者との続柄
		裏面の「5 誓約・同意事項」をご確認の上、チェック欄に☑を記入してください。	
		☐ 裏面の「5 誓約・同意事項」に誓約・同意します。	
	住所	〒 船橋市	
電話番号 (日中連絡可能な番号)			

受験者	フリガナ		生年月日 年 月 日
	氏名		学年等 (☑を記入) ☐ 高校 3 年生 ☐ 中学 3 年生 ☐ その他 ()
	該当要件 (☑を記入)	☐ 児童扶養手当*受給世帯又は同等の所得水準のひとり親及び養育者家庭世帯 ☐ 市民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 複数該当の場合、全てに☑ ※「児童手当」とは別の手当で主にひとり親家庭世帯が受給できる手当です。	
	住所	※申請者と異なる場合 〒 船橋市	

2 申請額 ※申請は対象となるこども 1 人につき、1 回限りとなります。(受験回数は不問)

受験料の種類 (該当の受験料に☑を記入してください)		
高 3 等	☐ 大学等受験料 (上限 53,000 円/人)	☐ 模擬試験受験料 (上限 8,000 円/人)
中 3	※高校等の受験料は対象外	☐ 模擬試験受験料 (上限 6,000 円/人)

申請金額	大学等 受験料 (A)	円	模擬試験 受験料 (B)	円
	合 計 (A+B)			円

※振込（事務）手数料は申請額に含めずに記入してください。

3 振込先口座

口座情報					※振込先は「申請者」名義の口座に限ります。												
金融機関名					支店名					種別		1.普通 2.当座					
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.農協 5.その他 ()										本店 支店 支所 出張所		口座番号 ※右詰めで記入					
金融機関コード					支店コード												
口座名義 (カタカナ)					※ 通帳の表記に合わせてください。												

4 アンケート

受験した学校（予定含む）の種類		該当する全てにチェック☑を記入してください	
高3等	☐ 国公立大学 ☐ 私立大学 ☐ 短期大学 ☐ 専修学校（専門課程） ☐ その他（ ）		
中3	☐ 高等学校 ☐ 高等専修学校		
今回受験する大学／高校等の数（予定を含む）		校	
うち、この支援金があることで受験した（する）大学等（高校含む）を増やした場合、その学校等の数（あれば）※数が変わらない場合は空欄		校	

5 誓約・同意事項

誓約・同意事項	
1	本支援金の申請後の審査に際し、資格等必要な事項の確認のため、市が必要な住民基本台帳、児童扶養手当受給状況、市民税等の公簿等の確認を行うことに同意します。
2	本支援金に係る国庫補助金等の申請に必要な事項として、市が必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
3	公簿等で確認できない場合、関係書類の提出を行います。
4	本支援金の対象経費については他の補助金等を受けていません。
5	本支援金の対象経費については、払い戻しされた受験料等を含めていません。
6	市が交付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に連絡・確認ができない場合、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
7	本支援金支払後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。

第 年 月 日 号

様

船橋市長

船橋市こどもの大学受験料等支援金 交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった船橋市こどもの大学受験料等支援金について、下記のとおり交付決定したので、船橋市こどもの大学受験料等支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 次のとおり交付する。

交付決定額	円
(内訳)	
大学等受験料支援金	円
模擬試験受験料支援金	円

振込予定日 年 月 日

2 交付しない。

(理由)